

令和 3 年度実施施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	令和12年度(2030年度)の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25年度(2013年度)から46%削減することを旨とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	135,928	162,327	147,165	147,539
		補正予算(b)	2,600	54,600	7,172,020	
		繰越し等(c)	11,047	▲ 54,387	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	149,575	162,540	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	114,707	133,377	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号) 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) 国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日閣議決定) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(令和3年10月22日閣議決定) 					

測定指標	温室効果ガス排出量・吸収量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
		14億800万	12億4,100万	11億9,700万	11億6,500万	11億600万	-	7億6,000万	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-			
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
		12億3,500万	11億1,000万	10億6,500万	10億2,900万	9億6,700万	-	6億7,700万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-			
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
		1億3,370万	1億3,050万	1億2,960万	1億2,820万	1億2,520万	-	1億1,450万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-			
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
		3,910万	5,100万	5,290万	5,540万	5,750万	-	2,180万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-			
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
		-	5,140万	5,110万	4,660万	4,450万	-	約4,770万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	約4,690万	-		
「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度		
	-	515万	664万	1,032万	1,347万	1,398万	-	△	
	年度ごとの目標	240万	420万	480万	600万	1,467万			
「COOL CHOICE」賛同事業所数(団体、企業、自治体)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度		
	-	1.4万	9.5万	28.3万	36.4万	41.7万	-	△	
	年度ごとの目標	-	-	25万	40万	44万			

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和2年度の我が国の温室効果ガス総排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、11億600万トンで、平成25年度の総排出量比21.5%減となった。温室効果ガス総排出量は前年度比5.1%減、平成25年度比18.4%減で、平成26年度以降7年連続での減少となり、排出量を算定している平成2年度以降で最少の排出量となった。総排出量が前年度と比べて減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられる。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は引き続き増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(令和2年度は前年度比4.1%増)したことが原因である。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和12年度は森林吸収源対策で約3,800万t-CO₂、他吸収源とあわせて計約4,770万t-CO₂の確保を目標としている。 ○令和2年度の吸収量の数値は令和12年度目標値を下回る結果となった。今後も森林の高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p>【COOL CHOICEの賛同者数】 ○COOL CHOICEの賛同者数(個人)については新たに約50万人から、事業所数(団体、企業、自治体)については新たに約5万事業所からの賛同を得ており、引き続き認知・取組の拡大に努めてまいりたい。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度目標達成に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進めている。 ○令和3年10月22日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、令和32年度カーボンニュートラルの実現に向けて、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。 ○パリ協定を踏まえ、令和3年10月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に実行される仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、自治体説明会等を実施し、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。 ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ、(森林経営活動は林野庁の所管)関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、木材を始めとしたバイオマス製品による炭素貯留についても推進しており、農地へのバイオ炭の貯留による効果について、2021年4月に提出した我が国のインベントリに含めて報告を実施した。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○令和3年度は、自治体・企業等と連携し、気候危機や再生可能エネルギーの導入、ライフスタイルの転換に向けた脱炭素型アクションの選択肢に関する情報を提供するとともに、展示ツール提供やオンラインイベント等での普及啓発等を行った。 ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO₂排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO₂排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、家庭部門における取組は着実に進展している。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】</p> <p><施策></p> <p>○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○今後決定する新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p><施策></p> <p>○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行うとともに、ブルーカーボンなど多様な吸収源分野についてモニタリング手法など技術的な課題の整理、無対応方針の検討など必要な知見の集積を進めていく。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】</p> <p><施策></p> <p>○クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断等の具体的な対策を中心として、引き続き家庭部門の取組を着実に進め、国民が自ら積極的に脱炭素行動に動き出すためのライフスタイルイノベーションを起こすことにより、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p><測定指標></p> <p>○国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。</p>		
		<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書(案)を取りまとめた。</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室	作成責任者名	伊藤史雄(脱炭素社会移行推進室長) 豊住朝子(フロン対策室長) 井上雄祐(脱炭素化ライフスタイル推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16,744	16,447	18,171	7,137
		補正予算(b)		3,853	3,026	
		繰越し等(c)	▲ 10,076	▲ 13,643	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,668	6,657	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,103	6,046	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定(平成28年11月発効) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・COP26後の6条実施方針(令和3年10月環境省発表) ・脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月環境省発表) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献		施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
			交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を14件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。				-	-	
	JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	基準値	実績値				目標値	達成	
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	
			-	768	979	1,223	1,756	1,802	10,000
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
測定指標	IPCCへの貢献		施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
			IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ10件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。				-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP26に向けた気候変動交渉を通じて、令和3年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による13年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書等の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。
	施策の分析	○令和4年3月末時点で205件のJCM資金支援事業を実施しており、うち71件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和4年3月末時点で、環境省施策分で96件のMRV方法論が承認された。また、11か国40件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。 【測定指標】 変更の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GWの設計審査会等での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略(環境)
---------------------------	---------------------------

担当部局名	地球環境局 気候変動観測研究戦略室 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	作成責任者名	山田浩司(気候変動観測研究戦略室長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-3)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかると国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	865	850	810	810
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	865	850	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	787	767	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) 					

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-
		-	-	14	31	56	64	67	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-
		-	-	4	14	24	37	47	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		-	適応計画のフォローアップの試行	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	気候変動適応計画の改定	気候変動適応計画の改定	○
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-	
	-	8	8	10	11	11	15	-	
	年度ごとの目標値	6	6	10	12	13	-	-	

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討した。</p> <p>○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和3年度気候変動適応策のPDCA手法確立調査事業」を実施し、検討委員会を開催した。</p> <p>【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和3年度には新たに8都道府県・政令指定都市が地域気候変動適応計画を策定し、13都道府県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和2年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、栃木県、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、愛媛県、那須塩原市の8府県1市の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会(7ブロック計20テーマ)を立ち上げ、関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた調査及び検討を開始した。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第18条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和2年度は11か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○気候変動適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○これまで「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」としていた指標を、気候変動適応法の施行に伴い ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを設置確保した都道府県数 と修正した。今後は施策の進捗に併せて随時指標を見直していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。</p> <p>○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行うため、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」を立ち上げ、助言を受けた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名	塚田源一郎(気候 変動適応室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	---------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-4)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	258	312	307	298
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	258	312	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	240	276	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 				

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン(※)) (※)Ozon Depletion Potential: オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		H元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R2年度	○
		5,562	178	156	159	0	-	0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	0	-	-	
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		-	2,488	2,500	2,107	-	-	減少傾向維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
-		38	39	38	41	-	75		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、自治体説明会等を実施し、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。
	施策の分析	○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成することができた。また、PRTRによるオゾン層破壊物質の排出は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少するなど、着実な効果を上げた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○地球規模のオゾン層全量は1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いており、オゾン層破壊物質の排出量は今後とも重要な指標である。 ○機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実にされる仕組みをより強化した改正フロン排出抑制法の適切な執行及び周知の強化を引き続き行っていく必要があり、設定していた業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)は今後とも重要な指標である。 【測定指標】 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量に関してはモントリオール議定書及びオゾン層保護法に基づき、生産・消費が廃止されたため、測定指標としては目標達成とし、終了する。

学識経験を有する者の知見の活用	○フロン排出抑制法の平成25年改正事項に係る使用時漏えい対策の施行状況の把握や、機器廃棄時のフロン類の回収率向上に向けた技術的検討のため、有識者からなるワーキンググループを開催し、助言をいただいた。 ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名	豊住朝子(フロン 対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-5)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力					
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。					
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,180	1,412	1,258	1,348
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	▲ 74	▲ 81	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,106	1,331	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,041	1,162	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度
	多国間協力案件数(件)	-	69	68	66	78	82	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度
	二国間協力案件数(件)	-	134	161	155	174	179	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>【多国間協力】</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和3年度にも、対面及びオンラインのハイブリッド形式で1回開催し、SDGsに取り組む先進的な企業・自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。</p> <p>○英国G7気候・環境大臣会合及びコーンウォール・サミット、並びにイタリアG20環境大臣会合／気候・エネルギー大臣会合及びローマ・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、海洋ごみなどの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書の取りまとめに、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。</p> <p>○TEMM 2021年12月に開催された第22回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM22)において第三次共同行動計画(2021-2025)を採択し、8つの優先分野を決定した。また、個別分野においては、海洋プラスチックごみ対策、大気汚染対策等、日中韓に共通する環境問題について、協力活動が進展した。</p> <p>○持続可能な都市に関するハイレベルセミナー(SDGsハイレベルセミナー) 2022年2月に開催された第12回目の本セミナーでは、グリーンで包摂的なコロナ禍からのリカバリーという観点から、世界の各都市が、より持続可能で強靱な都市へと変革すべく、着手している取組について共有するとともに、中央政府と自治体のパートナーシップなどマルチステークホルダー間での連携と、各都市の取組の面的展開が重要であることが紹介された。</p> <p>○脱炭素都市国際フォーラム 2022年3月に米国気候問題担当大統領特使室との共催で開催した本フォーラムでは、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を有する都市の取組について、各都市の先進事例や国と地方の協働事例を共有するとともに、取組の一層の促進方策について議論し、国と地方の協働及び国際的な都市間連携の重要性を確認した。</p> <p>【二国間協力】</p> <p>○アメリカ 2021年度も引き続き、日本の環境大臣と米国のケリー気候担当大統領特使等で複数回会談を行い、2021年4月の日米首脳会談では、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで合意するなど、気候変動分野の協力・連携を強化することを確認した。</p> <p>○EU 2021年度は、日本の環境大臣がティーマンス筆頭上級副委員長らと会談を行うとともに、2021年5月の菅総理大臣(当時)とシャルル・ミシェル欧州理事会議長らとの会談では「日 EU グリーン・アライアンス」の立ち上げが発表されるなど、気候変動分野の協力・連携を強化することを確認した。</p> <p>○オーストラリア 2021年度は、日本の環境大臣がアンガス・テイラー・エネルギー・排出削減担当大臣らと会談を行うとともに、2021年6月菅総理大臣(当時)とモリソン首相との会談では「技術を通じた脱炭素化に関する日豪パートナーシップ」を発表し、脱炭素経済を官民一体となって実現させていく重要性を確認した。</p> <p>○中国 2021年3月には、ハイレベルの会談を実施し、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)及び第15回生物多様性条約締約国会議(COP15)の成功に向けて協力・連携することを確認した。</p> <p>○ベトナム 2021年11～12月に日本・ベトナム環境ウィークを開催し、ハイレベル政策対話や分野別の技術セミナー、オンライン展示会・商談会を実施し、日越両国の環境ビジネスの促進に貢献した。</p> <p>○アジア各国 2021年9月に「第1回日本・インド環境政策対話」、2021年12月に「第14回日本・モンゴル環境政策対話」、2022年3月に政策対話、環境ソリューションセミナー、展示会・ビジネスマッチ等を一体的に実施した「第1回日フィリピン環境ウィーク」を行い、今後も二国間及びASEAN地域における環境協力を強化していくことに合意した。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>○ 経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、米、EU、豪などとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、ステークホルダーズ・ミーティングの開催や、G7、G20といった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>〈施策〉 ○ 設定していた「環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する」との目標は、環境・気候問題が世界的に重要視される昨今、当該分野で各国・各国際機関と連携強化を進め、世界の環境政策をリードすることは、今後とも重要な目標であり続ける。</p> <p>〈測定指標〉 ○ 多国間協力案件数及び2国間協力案件数は各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる指標として引き続き有効</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。</p> <p>○学識経験者のIPCC関連会合への派遣の実施、及び各種報告書執筆者による国内連絡会や、関連分科会等の開催を行い、知見の活用を行っている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>塚田源一郎(気候変動適応室長) 川又孝太郎(国際連携課長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	---------------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-6)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。					
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,874	1,959	1,104	1,125
		補正予算(b)	5,000	330	-	
		繰越し等(c)	▲ 5,000	▲ 616	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,874	1,673	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,676	1,571	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) 					

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	過去5年間の平均	○
		-	63% (10/16)	64% (9/14)	67% (8/12)	64% (7/11)	67% (8/12)	60%以上	
	年度ごとの目標値	/	60%	60%	60%	60%	60%	/	
	各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
-		各種成果を、「気候変動適応法案」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	-		
年度ごとの目標	/	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。平成29年度～令和3年度の平均は65%(42/65)で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COP1における交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。
	施策の分析	○気候変動分野における観測・監視を長期にわたり着実に実施することが求められている中で、関係行政機関(各省庁の所管の研究機関を含む)が中・長期的な視点から、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測・監視を主導的かつ着実に実施することにより、気候変動とその影響の予測・評価による行政課題の解決等に資する科学的知見を集積し、各種施策の立案や国際論文化を通じた国内外への成果発信等に貢献した。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○COVID-19のパンデミックや国際情勢を原因とするエネルギー安全保障のあり方の変化等の要因により社会活動・産業活動が大きく転換されている。このため、温室効果ガス排出量について、多角的かつ高精度な観測を行うことで、その変動・影響を的確に捉えるとともに、政策立案の基礎となる高精度な観測データの提供を通じて気候変動対策に貢献していく。</p> <p>○SDGs実施指針に基づく国内施策のフォローアップ、パリ協定第14条に基づき実施されるグローバル・ストックテイク(2023年以降、5年ごとに実施予定)、IPCCの次の評価報告書(AR7)等の各種国際会議・政策的検討に必要な情報を生み出すことで気候変動対策に貢献していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○変更の必要なし。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○地球環境保全試験研究については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</p> <p>○IGES((公財)地球環境戦略研究機関)の運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</p> <p>○APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)の公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</p> <p>○専門家によるGOSAT-2(温室効果ガス観測技術衛星2号)サイエンスチームでの議論をGOSATの運用に反映させている。</p> <p>○有識者によるGOSAT-GW(温室効果ガス・水循環観測技術衛星)の設計審査会等での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室 気候変動観測研究 戦略室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>塚田源一郎(気候変動適応室長) 山田浩司(気候変動観測研究戦略室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	---------------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-13)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	739	726	700	896
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	739	726	700	-
執行額(百万円)	630	560	658	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)					

測定指標	資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		25.3	41.7	42.3	43.6	-	-	49	
		年度ごとの目標値							
		入口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	基準値	実績値					目標値
	H12年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
	10.0		14.9	15.4	15.7	-	-	18	
	年度ごとの目標値							-	
	出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)		基準値	実績値					目標値
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		35.8	43.3	43.6	43.0	-	-	47	
		年度ごとの目標値							
		廃棄物最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
	H12年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	○
	56.0		13.6	13.1	13	-	-	13	
	年度ごとの目標値							-	
	循環型社会ビジネス市場規模(兆円)		基準値	実績値					目標値
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		40	50.3	50.5	53.7	-	-	80	
		年度ごとの目標値							
廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)		基準値	実績値					目標値	達成
	-	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△	
	-	1,671	1,658	2,071	-	-	2,800(仮)		
	年度ごとの目標値								-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向となっている。入口側及び出口側の循環利用率も横ばいとなっている。廃棄物最終処分量は目標値に向けて年々減少している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム等を通じて、着実にアジア各国等における3R、循環経済の取組を推進しており、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も平成21年度値からおしなべて増加傾向を示しているため。
	施策の分析	資源生産性については、2010年以降横ばい傾向であるが、2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少し、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。資源生産性を向上させるためには、引き続き、持続可能な成長を実現しつつ、化石燃料の消費量の削減など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが必要である。 循環利用率については、長期的な循環利用率の増加の一方で、近年は入口側の循環利用率も出口側の循環利用率も横ばい傾向となっている。非金属鉱物系の循環資源の用途は建設資材等に限定されていることから、発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれる。
	次期目標等への反映の方向性	G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、国連環境計画(UNEP)国際資源パネル(IRP)やOECDの報告書等の国際動向を十分に踏まえつつ、次期循環型社会形成推進基本計画における目標・指標の検討を継続する。また、上流側での取組を強化して再生資源のより一層の利用を促進し、資源生産性の向上を図るなど、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。また、3Rイニシアティブやインフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出力(総額)を拡大させていく。

学識経験を有する者の知見の活用	・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・循環型社会形成施策について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて第四次循環型社会形成推進基本計画の点検を策定している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) 環境産業市場規模検討会 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	作成責任者名	水谷努(循環型社会推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------------	--------	----------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	569	592	594	644
		補正予算(b)	420	0	—	0
		繰越し等(c)	-420	420	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	569	1,012	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	525	984	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・成長戦略実行計画 ・成長戦略フォローアップ 					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R6年度	△
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	H30年度	○
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R6年度	△
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R6年度	○
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
	自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	各年度	○
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
	小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R6年度	△
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値							
使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R17年度	-	
	-	「別紙のとおり」							
	年ごとの目標値								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装が増加傾向となっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、令和元年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、令和元年度は64.1%となっており、回収率目標である56%を上回った。</p> <p>○食品リサイクル法については、令和2年度は外食産業については前年から1ポイント下がっているが、食品卸売業及び食品小売業については再生利用実施率が上がっている。食品製造業においては目標達成しているものの、前年度から変わらず。</p> <p>○建設リサイクル法については、建設副産物実態調査(国土交通省)によると、平成30年度の特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値(95.0%)を達成しており、今後は令和6年度の目標値(97%)の達成に向けて取組を進めていくことになる。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○使用済プラスチックのリサイクル率は0.8ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、1.0ポイント上昇した。</p> <p>○入口側の循環利用率については、各種リサイクル法に関する指標で評価しているため測定指標から削除した。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。 更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。 			
学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p> <p>○産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ(第7回) 中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第20回)資料3</p> <p>○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(一般社団法人プラスチック循環利用協会)</p>				
担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	作成責任者名	水谷努(リサイクル推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]									
		ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装									
		2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]									
		3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]									
		ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業									
		4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%)									
		5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]									
		ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)									
		6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]									
		7. 使用済プラスチックをリユース・リサイクル等による有効利用率[%]									
年度ごとの目標値			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	781	779	771	770	769	708	702	R6年度	689 (計画値)
		実績値	788	766	745	717	696	707			
	イ	年度ごとの計画値	136	136	112	114	115	100	101		102 (計画値)
		実績値	80	77	74	76	74	76			
	ウ	年度ごとの計画値	305	306	292	291	290	312	313		317 (計画値)
		実績値	293	298	302	318	323	335			
	エ	年度ごとの計画値	763	770	745	751	759	726	726		726 (計画値)
		実績値	746	739	741	741	750	779			
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	56	-	-	-	H30年度	56
		実績値	52.2	50.7	53.4	59.7	64.1	64.8			
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R6年度	95
		実績値	95	95	95	95	96	96			
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	75	75		75
		実績値	60	65	67	62	64	68			
	ウ	年度ごとの目標値	55	55	55	55	55	60	60		60
		実績値	47	49	51	51	51	56			
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50		50
		実績値	23	23	32	31	32	31			
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	95	-	-	-	R6年度	97
		実績値	-	-	-	96.2	-	-			
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	70
		実績値	96.5~98.8	97.3~98.7	97.9~98.9	97.1~98.7	95.6~97.2	95~97.5			
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		85
		実績値	93~94	93~94	94	94	94~95	95~96			
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	14	14	14	14	R5年度	14 (計画値)
		実績値	6.69	6.79	7.83	10.04	-	-			
指標7	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収[%]	79.7%	80.8%	82.3%	83.6%	85.4%	86.4%			
		(リサイクル率)	23.1%	23.6%	23.6%	24.9%	25.1%	24.3%			

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-15)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	44,455	42,209	37,715	37,849
		補正予算(b)	122,431	66,395	56,639	-
		繰越し等(c)	▲ 50,677	44,775	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	116,209	153,378	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	108,741	122,340	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進計画 国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		55	43	43	43	42	-	38	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		433	336	335	336	329	-	310	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	×
		21	20	20	20	20	-	28	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		4.7	3.9	3.8	3.8	3.6	-	3.2	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△	
	36	30	30	30	29	-	25		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H22年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	当面の間	○	
	33	22	20	20	22	-	33		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。
	施策の分析	○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度の横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量の約5割強を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は微増、約2割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③についても見直しを行っているところであり、更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。 ○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ○また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(令和2年度版)
---------------------------	------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名	筒井誠二(廃棄物適正処理推進課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------	--------	-------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-16)

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7,107	6,638	5,725	5,303
		補正予算(b)	4,565	5,791	5,264	-
		繰越し等(c)	▲ 1,914	▲ 1,564	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	9,758	10,865	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	9,298	10,697	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	○
		379	384	379	385	-	-	390	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	産業廃棄物の出口側の循環利用率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		36	36	36	36	-	-	38	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	○
		13	9.7	9.1	9.2	-	-	10	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理 (台)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		-	312,854	337,056	356,519	371,534	385,621	393,000	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	(速報値)	/	
	PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		-	8,261	10,134	12,272	14,866	17,333	22,200	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	(速報値)	/	
電子manifestの普及率 (%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○	
	-	53	58	63	65	72	70		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
最終処分場の残余年数 (年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R2年度	○	
	-	16.4	17.4	16.8	-	-	10		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出量及び最終処分量は既に令和7年度の目標を達成しているが、出口側の循環利用率は横ばいとなっている。 PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 電子マニフェストの普及率は、既に令和4年度の目標を達成している。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 当該施策は有効であり、目標達成に向けて相当程度の進展があったことから、達成手段は当該施策目標に概ね有効かつ効率的に寄与していると考えられる。 地域における産業廃棄物の適正処理や高度化は地域循環共生圏の構築に資する。 当該施策は、SDGsの目標12の達成に直接的に貢献するほか、目標6、9、11、14等にも資する。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「電子マニフェストの普及率」については、令和4年度の目標を達成したことから、新たな目標の設定について検討を行う。 それ以外の指標については、現在設定している目標を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	作成責任者名	松田 尚之 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	--------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-17)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	671	1,402	437	422
		補正予算(b)	-	695	1,100	-
		繰越し等(c)	1,009	▲ 1,025	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	1,680	1,072	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,344	842	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	×
		90	103	103	96	92	-	50	
	年度ごとの目標値	/	72	63	56	50	50	/	
	年度末における未完了の特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○
		-	12	12	12	11	10	0	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	11	10	/	
	産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	×
		143	163	155	151	139	-	100	
	年度ごとの目標値	/	115	109	104	100	100	/	
	目標期間内にパーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H28~R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4~R9年度	△
		2	1	-	1 (期間計: 2)	-	-	3	
年度ごとの目標値	/	-	-	4 (H28~R2合計)	-	-	/		
パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H26年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	毎年度	×	
	9	2	7	14	10	11	3		
年度ごとの目標値	/	4	0	3	4	3	/		
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○	
	-	0	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標	/	0	0	0	0	0	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の残存件数及び不法投棄の新規発見件数は、いずれも目標値には届かなかったものの、前年度と比べて減少している。 バーゼル条約違反の通報件数は横ばい傾向だったものの、新たに規制対象となった廃プラスチックに係る通報は0件であり、通報相手国・地域もマレーシアと香港の2か国のみであった。 クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 当該施策は有効であり、目標達成に向けて相当程度の進展があったことから、達成手段は当該施策目標に概ね有効かつ効率的に寄与していると考えられる。 産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等や未然防止は、地域の美しい自然景観等の地域資源の保全につながることから、地域循環共生圏の構築に資する。 当該施策は、SDGsの目標12の達成に直接的に貢献するほか、目標6、11、14等にも資する。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数」及び「産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数」については、令和4年度の目標達成が困難な見込みであることから、目標年度を延長して引き続き達成に向けて取り組む。 それ以外の指標については、現在設定している目標を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物不法投棄等実態調査
---------------------------	----------------

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	作成責任者名	松田 尚之 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	--------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	71	77	68	68
		補正予算(b)	70	-	-	-
		繰越し等(c)	▲10	70	-	-
		合計(a+b+c)	131	147	68	-
執行額(百万円)	131	137	68	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)=浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△
		53	53.6	54.8	56.0	57.7	-	70	
	年度ごとの目標値		53.6	56.9	60.2	63.4	66.7		
	浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合(%)=浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の浄化槽の全基数	基準値	実績値					目標値	達成
H29年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△	
62		64.5	65.1	66.2	67.3	-	76		
年度ごとの目標値		64.5	66.8	69.1	71.4	73.4			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金の補助要件の見直しや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進するために宅内配管工事への助成を行った結果、令和2年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して約2ポイント、浄化槽基数は1ポイント上昇した。しかし、目標に対する令和2年度における人口普及率は約-6ポイント、基数割合では約-4ポイントと達成に至らなかった。
	施策の分析	・平成26年1月に汚水処理施設の計画的・効率的な整備を行うための都道府県構想の見直しに関するマニュアルを国交省・農水省・環境省の3省で作成して都道府県に通知し、早期整備(10年程度)と持続可能な運営のための構想見直しを行うこととしている。また、令和4年12月までに各自治体に対してアクションプランの再点検及び見直しを求めており、その進捗評価を行う必要がある。 ・改正浄化槽法(令和2年4月施行)において、特定既存単独処理浄化槽制度、市町村の浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽制度、都道府県等における浄化槽台帳整備の義務付け等が創設されたことを受け、これらの改正法の着実な施行を通じて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や汚水処理の未普及状態の解消を引き続き推進する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	・今後の浄化槽整備に向けて、汚水処理施設の計画的・効率的な整備の推進のため、自治体における都道府県構想見直しと整備推進に係る取組状況を確認し、進捗評価を適切に実施する。 ・改正浄化槽法の施行(令和2年4月施行)を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や汚水処理の未普及状態の解消を着実に進めるためには、市町村による公共浄化槽の整備が重要であり、必要な財政支援を重点的に行う。また、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るための財政支援も併せて行う。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24～令和2年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和3年度の浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名	沼田正樹(浄化槽推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	---------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-19)

施策名	目標4-7 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,131	3,764	1,596	1,205
		補正予算(b)	46,889	13,407	11,720	-
		繰越し等(c)	▲ 14,597	36,700	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	35,423	53,871	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	31,522	33,410	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	○
		8%	27%	39%	51%	65%	72%	60%	
		年度ごとの目標値		20%	25%	30%	35%	40%	
	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	○
		77%	92%	86%	86%	85%	-	85%	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準値	実績値					目標値	達成
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		50%	-	100%	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値		-	100%	-	-	-	
	令和元年台風15号及び19号において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		R元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		20%	-	-	20%	89%	100%	-	
		年度ごとの目標値		-	-	20%	80%	100%	
	令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	△
		32%	-	-	-	32%	99.6%	-	
		年度ごとの目標値		-	-	-	30%	100%	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 「令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率」以外の全測定指標において、年度ごとの目標を達成済み又は目標年度において達成見込み。
	施策の分析	・「令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率」においても、損壊家屋の解体を一部残しているものの、概ね処理完了見込み。その他の指標においても目標年度における目標達成に向けて引き続き進捗管理を行い、取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けて、とりわけ中小規模自治体における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化することが必要である。また、策定済みの計画についてもこれまでの災害で得られた知見を踏まえ、実効性確保を目的とした見直しを実施していくことが必要である。さらに、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、災害廃棄物処理の更なる迅速化を図っていく。 【測定指標】 ・平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画策定率に関する測定指標を見直した。 ・更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。 ・「熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率」の測定指標は平成30年度に目標達成したため、令和4年度事前分析表から削除する。

学識経験を有する者の知見の活用	災害廃棄物対策推進検討会 等
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名	筒井誠二(災害廃棄物対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------------------------------	--------	-----------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災への対応(特定復興再生拠点の整備)					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	86,941	67,278	63,705	44,461
		補正予算(b)	▲ 9,692	▲ 12,625	▲ 12,109	-
		繰越し等(c)	▲ 1,629	47,901	▲ 8,229	
		合計(a+b+c)	75,620	102,553	43,367	
執行額(百万円)	55,693	88,592	37,637			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 福島復興再生基本方針 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋) 					

測定指標	1. 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-
		0	0	0	0	0	0	6	
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	0		
	2. 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-
0		0	0	0	1	0	6		
年度ごとの目標値		0	0	2	2	5(R3~5)			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始し、令和2年3月に先行して避難指示が解除された区域については、避難指示解除までに除染を完了するなど、着実に取組を進めているため。 なお、特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入については、令和2年度の実績値として、搬入完了した町村数は2村と記載していたが、うち1村では進捗率が100%ではなかったため1村に修正した。これに伴い、令和3年度から5年度の目標値を5町村に修正した。
	施策の分析	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要であり、除染については現行の指標を維持する。廃棄物の処理については、解体工事が事業の主な内容となっていることから、来年度より解体工事が完了した町村数を示すこととする。なお、解体工事は、各町村の解体申請受付期間によって完了見込みが変動するため、目標年度については、来年度より「長期的な目標」と記載することとする。また、年度ごとに政策評価を行う観点から単年度ごとに目標値を設定することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名	馬場康弘(環境再生事業担当参事官) 番匠克二(特定廃棄物対策担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R3-28)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。					
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,582	6,217	6,260	6,260
		補正予算(b)	516	600	600	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	7,098	6,817	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	7,012	6,634	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	×
		-	89	97	95	81	72	80	
	年度ごとの目標値		/	80	80	80	80	80	/
	②環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		-	12	17	16	15	15	14	
	年度ごとの目標値		/	12	14	14	14	14	/
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	×
		132	175	184	198	209	219	220	
	年度ごとの目標値		/	140	160	180	200	220	/
	④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R14年度	○
		-	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(95%)	参加者追跡率(95%)	参加者追跡率(94%)	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	
年度ごとの目標		/	有機フッ素化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフェノール類化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフタル酸エステル代謝物等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及び残留性有機汚染物質等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びピレスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	/	
年度ごとの目標		/	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①化学物質環境実態調査では、分析法を開発し完成に至ったものから調査を行っている。R3年度の実績は72物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。これは、分析法の開発が難航してR3年度の調査に至らないものが多かったことによるが、他方、R4年度は分析法が完成に至ったものが増えたため、令和4年度は調査を行う物質が増える予定である。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、15物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2016 —」(EXTEND2016)で想定した内容を概ね達成した。(R3年度までの累積:目標値220、実績219) ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。
	施策の分析	①一般環境中における有害性の高い化学物質による環境汚染状況(SGD目標14、15)を明らかにすることで、環境リスク評価や化審法等の規制対象物質の検討、選定(SGD目標12)に活用されるとともに、化学物質が環境を通じて人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすことを「環境リスク」と捉える(SGD目標11)ことで、当該リスクを総体的に低減させる(SGD目標3、17)ことに貢献している。 ②環境リスク初期評価については、令和3年度までに405物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施につながり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①化学物質環境実態調査については、今後も引き続き省内関係課室から調査の要望があった化学物質等について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、省内関係課室の要望も踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③内分泌かく乱作用に係る評価については、今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。 【測定指標】 ①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の累積の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ②環境リスク初期評価については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和3年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第27回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第20巻) ③「令和3年度第2回化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」資料等 ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和3年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-3)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-29)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 ⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	864	939	958	914
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	864	939	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)		798	772	(※記入は任意)	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-
		-	191	208	210	176	199	-	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		試験法の調査・検討	試験法の比較検討	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	SPSF案の提出	
	/	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	/		
	年度ごとの目標		/	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	/
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準値		実績値					目標値
年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
-		387,101	391,342	384,054	353,725	-	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値		実績値					目標値	達成
	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	×	
	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	17	20	16	10	10	直近3年間の最大実績数		
	/	27	24	23	20	20	/		
年度ごとの目標値		/	27	24	23	20	20	/	

測定指標	⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	
		-	3,218	3,267	4,678	4,800	6,494	3000	
	年度ごとの目標値		調査計画の見直しのための検討を実施	3,000	3,000	3,000	3,000		○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直しを行っている。令和3年度に有害性クラス付与等を行った物質数は199物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化について、令和3年度のOECD WNT(ナショナルコーディネーター作業部会)に提出したSPSF(標準プロジェクト提出様式)案は令和4年4月のWNTで正式に採択されており、試験法登録に向けての目標を達成している。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。 ④令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面でのリスクコミュニケーションの場が減少してしまった結果、目標とする派遣数が達成できなかったが、Web会議形式で開催するなど、新たな取り組みを開始している。今後はこのような取組も推進し、目標達成を目指す。 ⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和3年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は6494であり、目標を達成している。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。 ③PRTR制度に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することで、環境保全上の支障の未然防止に貢献することにより、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に寄与している。身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。 ④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようになっていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、年度ごとの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。 ⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。 ②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。 ③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。 ④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。 ⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。 ②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。 ③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量・移動量を測定指標とする。 ④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。 ⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料3)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2)</p> <p>②令和3年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討業務報告書</p> <p>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和2年度PRTRデータの概要— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 —</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室・ 環境保健企画管理 課化学物質審査室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長) 久保 善哉(化学物質審査室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-30)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	769	783	715	719
	補正予算(b)	▲1	▲5	▲2	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	769	778	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	750	709	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
			-	14	20	13	11	11	
		年度ごとの目標値		16	16	16	13	11	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-
			0	4	5	7	8	9	
		年度ごとの目標値		4	6	8	-	-	
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準値	実績値					目標値	達成
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	×
		177	150	172	144	180	170		
年度ごとの目標値			-	-	-	-	180		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和3年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質を選定調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和3年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外渡航ができず、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄としている。</p> <p>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標値を概ね達成した。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。</p> <p>②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①今後も引き続き、「一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数」を指標とする。</p> <p>②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。</p> <p>③今後も引き続き、最新の情報に基づき「GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)」を指標とする。</p> <p>③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。</p> <p>②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6)</p> <p>①令和3年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第27回)資料2-3)</p>				
担当部局名	環境保健部 環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 吉崎仁志(水銀対策推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-31)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	632	490	499	499
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲ 11	11	-	-
		合計(a+b+c)	621	501	499	-
執行額(百万円)	463	367	345	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	
		-	10	5	8	7	9	-	
	年度ごとの目標	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	達成	○	
測定指標	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	
		-	147	145	145	144	144	-	
	年度ごとの目標	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	達成	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域等における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき、9件の環境調査等を実施した。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市における緊急措置事業(ジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響)については、その健康不安の解消等に資することを目的として、144名に医療手帳を交付した。
	施策の分析	A事案区域等における環境調査等は地権者からの要望に基づき、医療手帳交付は健康影響がある住民の要望に基づき、ともに着実に実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①A事案区域等における環境調査等は、平成15年の閣議決定等に基づき、引き続き、地権者の要望に着実に対応を行っていく。 ②神栖市における緊急措置事業は、平成15年の閣議決定等に基づき、引き続き、住民の要望に着実に対応を行っていく。 【測定指標】 ①A事案区域等における環境調査等については、引き続き、環境調査等の件数を測定指標とする。 ②神栖市における緊急措置事業については、引き続き、医療手帳の交付件数を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	・有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について検討いただいている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第5次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	105,383	105,924	76,797	63,776
	補正予算(b)	▲ 21,085	▲ 21,827	▲ 24,609	-	
	繰越し等(c)	11,147	5,273	2,041		
	合計(a+b+c)	95,445	89,370	54,229		
執行額(百万円)	72,048	83,262	44,555			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	長期的な目標	-
		1	2	4	4	7	9	11	
	年度ごとの目標値		7	7	7	7	1(長期的な目標)		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値					目標値	達成
H29年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○	
0		64,341	53,330	52,960	50,412	5万			
年度ごとの目標値		7.5万	5万	5万	5万				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。9市町村において、対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了し、残り2町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。</p> <p>また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。</p>
	施策の分析	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>①福島県においては、対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和4年2月末時点で約321万トンとなっているところ。</p> <p>また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和4年3月末時点で、7施設が処理を完了、4施設が稼働中である。さらに、福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和4年2月で減容化処理を完了。</p> <p>平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和4年3月末時点で221,043袋搬入された。</p> <p>②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和4年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては、平成30年11月に合意した指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るための市町単位での暫定的な集約化の方針に基づき、現在、県・保管市町と調整を行っており、令和4年3月末時点で、那須塩原市や那須町において取組が進められているところ。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】</p> <p>・対策地域内廃棄物の処理が着実に進み、現在は家屋等の解体によって生じている廃棄物が主であるため、家屋等の解体の実施状況が進捗確認に適している。したがって、来年度より対策地域内の解体工事が完了した市町村数を示し、年度ごとに政策評価を行う観点から単年度ごとに目標値を設定することとする。</p> <p>・埋立処分に処理の段階が移行しているため、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への搬入量を測定指標とする。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	番匠克二(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------------	--------	------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-45)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	326,813	459,104	212,505	225,193
		補正予算(b)	133,536	▲ 97,888	▲ 157,270	-
		繰越し等(c)	▲ 124,042	209,995	▲ 10,898	
		合計(a+b+c)	336,307	571,211	44,337	
	執行額(百万円)	257,683	544,666	169,203		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋) 					

測定指標	除去土壌等の仮置場等の解消等	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
				長期的な目標	
		<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和4年3月末時点で55か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和3年12月末時点で24か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和4年3月末時点で172か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和3年12月末時点で787か所の原状回復が完了している。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町、令和3年から宮城県丸森町での3箇所を実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>		除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	-

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和3年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和4年3月末時点で全体面積の約79%に当たる約1,266haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、令和4年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m³のうち累計で約1,341万m³の除去土壌等を輸送したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている(なお、南相馬市の実証事業については、2021年9月に盛土を撤去済み)。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。また、飯館村では食用作物の栽培実験を実施し、放射性セシウム濃度が0.1~2.5Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となっている。</p>					長期的な目標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	-
							基準値		
仮置場から中間貯蔵施設への搬入量		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△
年度ごとの目標値		-	53万m ³	183.9万m ³	405.9万m ³	386.9万m ³	234万m ³	81.2万m ³	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり		
		(判断根拠)		<p>○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和4年3月末時点で55か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和3年12月末時点で24か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。</p> <p>中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和4年3月末時点で172か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和3年12月末時点で787か所の仮置場の原状回復が完了している。</p> <p>さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和4年3月末までに7回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で行っている(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p> <p>○「令和3年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>方針の中で、輸送量については「年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てており、令和3年度の目標値である254万m³に数字上到達はしていないものの、令和3年度は約234万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しており、概ね目標値と同程度の量の輸送を実現しているところ。また、令和4年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m³のうち累計で約1,341万m³の除去土壌等を輸送した。施設の整備に必要な用地取得については、約1,266haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。</p> <p>除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認し、飯館村では栽培実験等により農地としての安全性を確認した(なお、南相馬市の実証事業については、2021年9月に盛土を撤去済み)。</p>
		施策の分析	<p>○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「令和3年度の間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。</p>	
		次期目標等への反映の方向性	<p>○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。</p> <p>○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室	作成責任者名	馬場康弘(環境再生事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-46)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,077	1,976	1,887	1,717
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,077	1,976	1,887	-
執行額(百万円)	1,487	1,418	1,536	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	毎年度	○
		15	25	23	27	27	27	20	
	年度ごとの目標値	/	20	20	20	20	20	/	
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	毎年度	○
		83	-	-	-	83	92	80	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	80	80	/	
	③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	毎年度	○
		98	-	-	-	98	98	80	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	80	80	/	
④福島県「県民健康調査」の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成	
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	毎年度	○		
	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	福島県「県民健康調査」の円滑な実施のための支援を着実に実施			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を踏まえて令和3年度は27件の調査研究を採択し、目標を達成した。</p> <p><福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業(測定指標②)> いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、専門家派遣を実施し、92%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。</p> <p><福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業(測定指標③)> 住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、98%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「県民健康調査」の着実な実施のために、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。</p>

評価結果	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</p> <p><福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。なお、令和4年から令和5年春までに特定復興再生拠点区域の避難指示は順次解除される予定であり、放射線による健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p><福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業(測定指標③)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、特定復興再生拠点区域の動向を踏まえ、改めて、住民の抱える放射線不安に関する市町村ごとの状況を把握するとともに、リモートを併用することによる業務の効率化を図る必要がある。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</p>
	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。</p> <p>【測定指標】 ①研究の採択等件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。新たな指標として、環境省全国アンケート調査(「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%))を活用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を参考に研究課題の採択や評価を実施した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標②、③: 令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業)委託業務報告書」別添(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名	鈴木章記(放射線健康管理担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------------	--------	--------------------	----------	--------